

評議員選定委員会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都予防医学協会の評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 公益財団法人東京都予防医学協会に選定委員会を置く。

(目的)

第3条 選定委員会は、定款に基づき評議員の選任及び解任の決議を行う。

(組織)

第4条 選定委員会は、評議員2名、監事1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

2 選定委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。ただし、外部委員は、次の事項をいずれも満たす者とする。

- (1) この法人または関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者または使用人でないこと
- (2) 過去に前号に規定する者となつたことがないこと
- (3) 第1号及び第2号に該当しない者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となつた者も含む。）でない者

(招集及び議長) (平成27年3月24日改定)

第5条 選定委員会は、理事長が招集する。

2 選定委員会の議長は、開催した選定委員会において出席した委員の中から選任する。

(決議及び決議の省略) (平成27年3月24日改定)

第5条の2 選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。ただし外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

2 前項の規定にかかわらず、理事が評議員選定委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、委員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員選定委員会の決議があつたものとみなす。

(評議員候補者)

第6条 選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会または評議員会がそれぞれ推薦するこ

とができる。

- 2 選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者との法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 3 選定委員会は、評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 4 前項の場合には、選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人または2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の補欠の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 5 第3項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(議事録)

第7条 選定委員会は、委員会終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した選定委員全員が記名押印する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条の2第2項に定めた決議の省略による場合は、議事録作成者として選定委員全員の同意を得た選定委員1名が記名押印する。

(任期)

第8条 選定委員会の委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人東京都予防医学協会の設立登記日（平成24年4月1日）から施行する。

この規程は、平成27年3月24日から一部改定する。

この規程は、令和8年3月24日から一部改定する。